

東京工業大学学術国際情報センター

共同利用実施規定細則

平成25年 5月 27日改訂

(目的)

第1条 この細則は、東京工業大学（以下、「本学」という。）学術国際情報センター（以下、「センター」という。）が実施する共同利用に係る利用規程に従い必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この共同利用の実施については、センター計算機システム運用規定、同利用細則及び実施規定に定めるところによるほか、この細則に定めるところによる。

(定義)

第3条 この細則における主な用語は、実施規定第2条に定めるもののほか次の各号によるものとする。

- 一 この細則において、「機関」とは、利用課題を実施する原則として日本国内に法人格を有する組織または公共団体のことをいう。
- 二 この細則において、「申請者」とは、利用課題の実施を希望してセンターに申請を行う個人若しくは個人の集団のことをいう。
- 三 この細則において、「利用課題従事者」とは、採択された利用課題の実施に携わる者のことをいう。
- 四 この細則において、「利用課題概要」とは、利用課題の概要をまとめたものであり、課題の採択及び利用成果報告等により、一般に公開される内容のことをいう。
- 五 この細則において、「評価委員会」とは、共同利用の実施に関する評価に携わる本学内外の有識者から構成される委員会のことをいう。

(利用課題の対象)

第4条 利用課題の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 大学及び独立行政法人等の研究機関向けの「学術利用」に該当するもの。
- 二 会社法等に規定される法人による「産業利用」に該当するもの。
- 三 非営利団体および公共団体等向けの「社会貢献利用」に該当するもの。
- 四 利用課題の詳細その他は、公募要領によって別に定める。

(利用課題の選定)

第5条 センターは、利用課題の採択を希望する申請者等に対して、利用課題責任者から利

用課題に係る利用課題の内容及び必要な事項を記載した利用課題の対象区分に応じた「利用課題申請書（以下、「申請書」という。）」及び電子データを CD-R 等の媒体に記録したものをセンターが別に定める期日までに提出させるものとする。

- 2 センターは、前項に基づく申請書を受理したときは、その内容について、利用課題選定・評価委員会において審議し、この審議結果を参考として選定を行うものとする。
- 3 センターは、前項の審査の結果、利用課題を採択の対象と認めるときは、利用課題責任者に通知するものとする。
- 4 センターは、前項の場合において、利用課題の採択に係る手続きを行うために必要があるときは、利用課題責任者に対し、必要な条件を付することができるものとする。
- 5 センターは、利用課題の採択の対象として適当でないと認めるときは、その旨を利用課題責任者に通知するものとする。

（選定基準）

第6条 センターは、利用課題を選定するに際して、次に掲げる各号を選定の基準として、行うものとする。

- 一 利用課題を適切に遂行することが可能な技術的能力を有すること。
- 二 利用課題に係る運営体制、その他事務手続きについて適切に遂行することが可能な管理運営体制及び事務処理能力を有すること。
- 三 利用課題は、具体的計画を有し、実現性が高く、実施可能な計画であること。
- 四 利用課題は、国家的・社会的課題に対応した技術課題の解決に資するものであること。
- 五 利用課題は、社会的意義が高いものであること。
- 六 「産業利用」の利用課題は、適切な規模の正の経済波及効果があること。
- 七 利用課題は、平和利用であること。
- 八 利用課題は、文部科学省「生命倫理・安全に対する取組」に適合していること。
- 九 利用課題は、人権及び利益保護への配慮を行っていること。
- 十 利用課題は、実施にあたって必要な人員及び予算を確保していること。
- 十一 以上の基準に従った申請利用課題の選定に関しては、別に定める選定要項によるものとする。

（提供資源）

第7条 利用課題に提供する資源は、第4条に規定する利用課題の実施に必要な資源のうち、別に掲げる機器、学内ネットワーク、計算資源利用権、ソフトウェア利用権及びサポート利用権等とする。

- 2 採択時に利用課題に示す計算資源利用権は、実施年度毎の上限であり、計算資源利用権配分単位の整数倍にてあらかじめ配分するが、各年度末に残余があったとしても当

該年度に配分された計算資源利用権はすべて失効する。

- 3 「産業利用」利用課題のうち文部科学省 先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業の補助事業である『みんなのスパコン』TSUBAME による日本再生（以下「共用促進事業」という。）でのトライアルユース（以下「トライアルユース」という。）に採択された利用課題は、年間に計画されたトライアルユースにおける総計算資源量内で、課題選定・評価委員会の了承の下、計算資源の追加配分を認めるものとする。
- 4 実施にあたって利用するデータのバックアップは、利用課題従事者が責任を持って行うこととし、予期せぬシステム停止に伴うデータ消失についてセンターは、一切の保証をしない。
- 5 利用課題の実施に必要となる、センターが提供する以外の商用ソフトウェアの利用権、サポート権等の取得に必要な費用は、利用課題の負担とする。
- 6 利用課題の応募、実施等のためセンター訪問、センターが実施するヒアリング、シンポジウム又はワークショップ等への出席に伴う旅費等は利用課題の負担とする。

（利用課題の応募及び利用申請）

第8条 センターは、第5条第3項の既定に基づき通知した利用課題責任者であって、利用課題を実施しようとする者（以下、「実施者」という。）に対し、業務監督者から「応募及び利用同意書」に示す同意を得て書面にて提出するよう求めるものとする。

（採択手続き）

第9条 センターは、第6条の規定に基づいた審査の結果、採択すべきと、認めたものについて「採択決定通知書」により、申請者に通知するものとする。

- 2 センターは、前項の採択決定利用課題の申請者に「共同利用申込書」「共同利用申請書」「共同利用契約書」「誓約書」の各書式を提供し、速やかに必要事項を記載の上、書面にて提出するよう求めるものとする。

（申請の取り下げ）

第10条 申請者の機関からの退職、機関解散等、特段の事情により利用課題の実施が困難であると客観的に判断される場合は、採択課題が利用を開始する以前までであれば申請の取り下げの届け出を受け付ける。

- 2 センターは、申請者より前項に基づく事由により「利用申請取り下げ届出書」を受理したときは、当該申請に係る利用課題の採択の決定は無かったものとして措置するものとする。

（利用課題の内容の変更）

第11条 センターは、利用課題が、次の第1号から第3号のいずれかに該当するときは「計

画変更承認申請書」を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。また、第4号に該当するときは「計画変更届出書」を提出させるものとする。

- 一 利用課題の実施方法等主要内容の変更を希望するとき。
 - 二 利用課題の実施期間の変更を希望するとき。
 - 三 利用課題の計算機資源配分の変更を希望するとき。
 - 四 利用課題の所属機関名称変更, 所属部署名称変更, 利用課題責任者及び利用課題従事者の人事異動等に伴う肩書き等の名称変更があったとき。
- 2 センターは、前項の規定に基づく「計画変更承認申請書」を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適切であると認めてこれを承認したときは、その旨を速やかに利用課題責任者に「計画変更承認通知書」をもって通知する。

(利用課題の中止・廃止)

第12条 センターは、利用課題が、次の第1号および第2号のいずれかに該当するときは「中止・廃止承認申請書」を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。また、次の第3号および第4号に該当するときは「中止・廃止届出書」を提出させるものとする。

- 一 利用課題の一定期間の中止を希望するとき。
 - 二 利用課題の廃止を希望するとき。
 - 三 災害事故等により一定期間の利用課題の実施が困難なとき。
 - 四 機関が存続しなくなったとき。
- 2 センターは、前項の規定に基づく「中止・廃止承認申請書」を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る中止・廃止の理由が適切であると認めてこれを承認したときは、その旨を速やかに利用課題責任者に「中止・廃止承認通知書」をもって通知する。
- 3 利用課題の中止を承認した場合でも利用期間は当初のままとし、原則延長は認めない。
- 4 センターは利用課題が利用上の規則を違反した際、その利用を中止または廃止できるものとする。

(利用課題の組織変更)

第13条 センターは、利用課題が、次の第1号及び第2号のいずれかに該当するときは「組織変更届出書」を提出させるものとする。

- 一 利用課題の所属組織の名称が変更されたとき。
- 二 利用課題の所属組織の法人格が変更されたとき。

(利用課題の応募および利用同意者の変更)

第14条 センターは、利用課題が、次の第1号及び第2号のいずれかに該当するときは「応

募及び利用同意者変更届出書」を提出させるものとする。

- 一 利用課題の応募及び利用同意者の所属、職名、氏名等が変更されたとき。
- 二 利用課題の応募及び利用同意者が変更されたとき。

(利用課題責任者の変更)

第15条 センターは、利用課題が、利用課題責任者の変更を希望するときは「利用課題責任者変更承認申請書」を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。

- 2 センターは、前項の規定に基づく「利用課題責任者変更承認申請書」を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る利用課題責任者の変更理由が適切であると認めてこれを承認したときは、その旨を速やかに新旧の利用課題責任者に「利用課題責任者変更承認通知書」をもって承認を通知する。

(利用課題従事者の変更)

第16条 センターは、利用課題が、利用課題従事者の追加及び削除を希望するときは「利用課題従事者（追加・削除）申請書」を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。

- 2 センターは、前項の規定に基づく「利用課題従事者（追加・削除）申請書」を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る利用課題責任者の（追加・削除）変更理由が適切であると認めてこれを承認したときは、その旨を速やかに利用課題責任者に「利用課題従事者（追加・削除）承認通知書」をもって通知する。

(利用課題の管理等)

第17条 センターは、利用課題が本共同利用への採択の事実をプレスリリース等で对外発表しようとするときは事前にその旨の承認を求めよう「外部発表申請書」を提出させる。利用課題は本センターの承認無く对外発表を行ってはならない。センターは、利用課題が、本共同利用による成果を発表したときは、発表後に「成果発表届出書」を提出させるものとする。利用課題は、本共同利用による成果の発表に際して、本共同利用を利用した旨を明示しなければならない。利用報告例は別途定める。

(成果報告)

第18条 センターは、次に掲げる各号により利用課題に対し、適宜、成果の報告を行わせるものとする。

- 一 「学術利用」の利用課題に対し、利用終了後30日以内に「利用概要報告書（成果公開）」及び「成果報告書」を提出させるものとする。
- 二 「産業利用」「成果公開」の利用課題に対し、利用終了後30日以内に「利用概要報告書（成果公開）」及び「成果報告書」を提出させるものとする。

- 三 「産業利用」「成果非公開」の利用課題に対し、利用終了後30日以内に「利用概要報告書（成果非公開）」を提出させるものとする。
- 四 「産業利用」「トライアルユース」の利用課題に対し、実施年度の四半期毎に「利用進捗報告書」を提出させるものとする。
- 五 「産業利用」「トライアルユース」新規利用拡大の利用課題に対し、利用終了後30日以内に「利用概要報告書（トライアルユース新規利用拡大課題）」及び「成果報告書」を提出させるものとする。
- 六 「産業利用」「トライアルユース」戦略分野利用推進分野の利用課題に対し、利用終了後30日以内に「利用概要報告書（トライアルユース戦略分野利用推進課題）」及び「成果報告書」を提出させるものとする。
- 七 「産業利用」「トライアルユース」戦略分野利用推進課題のうち、年度を越える継続利用に対しては「利用概要報告書（トライアルユース戦略分野利用推進課題）」及び「成果報告書」に基づく中間報告書を提出させるものとする。
- 八 「社会貢献利用」「成果公開」の利用課題に対し、利用終了後30日以内に「利用概要報告書（成果公開）」及び「成果報告書」を提出させるものとする。
- 九 「社会貢献利用」「成果非公開」の利用課題に対し、利用終了後30日以内に「利用概要報告書（成果非公開）」を提出させるものとする。

（評価の実施等）

- 第19条 センターは、利用課題に対し、利用課題選定・評価委員会において評価を実施する。
- 2 評価は別に定める評価実施要領に従い、前条に従い各利用課題から提出された報告書をもちいる。
 - 3 評価にあたって必要があれば利用課題責任者からヒアリング調査を行うものとする。

（成果の普及）

第20条 センターは、共同利用による成果は原則公開とし、センターが所轄するWebページで公開対象文書を公表する。利用課題が、特許取得等の理由で提出した成果報告書の公開の延期を希望する場合には、本学との協議により最大2年間の延期を認めた場合、その旨を公表する。

「産業利用」および「社会貢献利用」においては利用者の申し出および成果非公開の場合の利用料金を支払った場合に利用者により成果を公開しない共同利用を認めるものとする。ただしこの場合でも採択日、採択機関名、利用区分については公表する。

その他必要な事項についてはセンターが別に定める。

（知的財産の帰属）

第 2 1 条 利用者が、共同利用によって得た知的財産権については、原則として利用者に帰属するものとする。

2 当該知的財産の成立に本学構成員が寄与した場合、当該知的財産は、本学と利用者の双方に帰属するものとする。

第 2 2 条 削除

(その他必要事項)

第 2 3 条 この細則に定めるものの他、利用課題の応募、採択、審査、実施及び評価等に関し、必要な事項は、センターが別にこれを定める。

附則 この細則は、平成 2 1 年 7 月 2 8 日から実施する。

附則 (平 24. 11. 21 改 01)

この細則は、平成 2 4 年 1 1 月 2 1 日より実施する。

附則 (平 25. 05. 27 改 02)

この細則は、平成 2 5 年 5 月 2 7 日より実施する。